

横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設利用許可申請書

年 月 日

横瀬町長

様

所在地または住所

団体名

代表者名

印

電話番号

次のとおり、施設を利用したいので条例第7条第1項の規定により申請します。

利用目的	
利用日時	
利用予定人員	人 うち18歳未満 有 ・ 無 駐車台数見込み 台
会場責任者	住所 氏名 電話
利用形態	(該当するものすべてにチェック) <input type="checkbox"/> 10名以上の利用 <input type="checkbox"/> 休館日の利用 <input type="checkbox"/> 貸切り <input type="checkbox"/> 時間外の利用 <input type="checkbox"/> 入場料等徴収（使用料：総額×10%＝ 円） 内訳：入場料等 円× 人＝総額 円
	<input type="checkbox"/> 附属設備の持ち出し <input type="checkbox"/> アルコール類の持込 <input type="checkbox"/> 火気使用・臭気物等の持込 <input type="checkbox"/> はり紙・くぎ等を打ち込み <input type="checkbox"/> 大きな音・楽器類の持込 <input type="checkbox"/> 物品等の展示販売、宣伝等の行為
特記事項	(使用を希望する備品等)

【遵守事項】

- (1) 許可された利用目的以外に施設等を使用しないこと。
- (2) 許可なく施設等に係る附属設備を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険及び臭いが強い若しくは不潔な物品等を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく大きな音を発し、又は楽器類の持ち込みをしないこと。
- (5) 許可なくアルコール類を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ等を打ち込まないこと。
- (7) 許可なく物品等の展示販売、宣伝その他それらに類する行為をしないこと。
- (8) 駐車場を利用する場合は、指定された場所に駐車すること。
- (9) 火災及び盗難等の発生防止に十分に留意すること。
- (10) 飲食等のゴミを含め、原則持ち帰ること。
- (11) 条例第7条第1項第3号の規定は、利用権利者が営利や商品・サービスの広告、宣伝などの目的で、利用者から入場料を徴収した場合に適用する。
- (12) 会場責任者を選任すること。なお、やむを得ない場合を除き、原則町内居住者とする。
- (13) 会場責任者は、利用者の安全対策を十分行うほか、次に掲げる者を入場及び周辺から退去させること。また、万一事故等が発生した場合は、直ちにしかるべき措置を講ずるとともに、施設管理者へ連絡すること。
 - ア 怒声を発するなど他人に迷惑をかける行為又は他人嫌悪の情を催させる行為をする者
 - イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれある物を携行する者
 - ウ その他、施設利用、管理に支障があると認められる者及び施設内の秩序・風俗を乱すおそれがある者
- (14) 施設管理者の指示する場所以外での飲食をしないこと。なお、飲食は午後9時30分までとする。
- (15) 条例第7条第1項第5号の規定による利用は午後11時までとする。なお、18歳未満の利用は午後10時までとする。
- (16) 施設管理者の正当な指示に従うこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理又は運営上不適当な行為をしないこと。
- (18) 駐車場を含む、施設の瑕疵以外の事故等について、町は一切の責任を負わないものとする。